

## 予防接種に関する事務における「特定個人情報保護評価」の実施結果について

### 1. 本件の趣旨

予防接種に関する事務は特定個人情報を取り扱うため特定個人情報保護評価の対象であり、新型コロナウイルスワクチン接種開始によりその対象人数が30万人を超過したことから、特定個人情報保護評価書（以下、評価書）の策定、区民意見公募、第三者点検を実施したので報告する。

### 2. 区民意見公募手続の実施結果

#### (1) 実施期間

令和4年7月11日から令和4年7月31日

#### (2) 実施結果

意見・質問の件数 0件

### 3. 第三者点検の実施結果

#### (1) 実施日

令和4年8月31日(火)

#### (2) 点検実施機関

品川区情報公開等審議会(特定個人情報保護評価専門部会)

#### (3) 意見

「予防接種システム」および「番号連携サーバ」の他のシステムとの接続に関して、具体的な接続先の記載がないため追記すべきである。

⇒記載が漏れていたため、予防接種システムの接続先には「ワクチン接種記録システム」、番号連携サーバの接続先には「中間サーバ」を追記する。

#### (4) 実施結果

上記意見に則り修正した評価書が審議会において承認された。

### 4. 今後のスケジュール

#### (1) 個人情報保護委員会へ評価書提出

#### (2) 全項目評価書の公表（広報紙・ホームページ）

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	予防接種に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

品川区は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを最大限軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都品川区長

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

[平成30年5月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

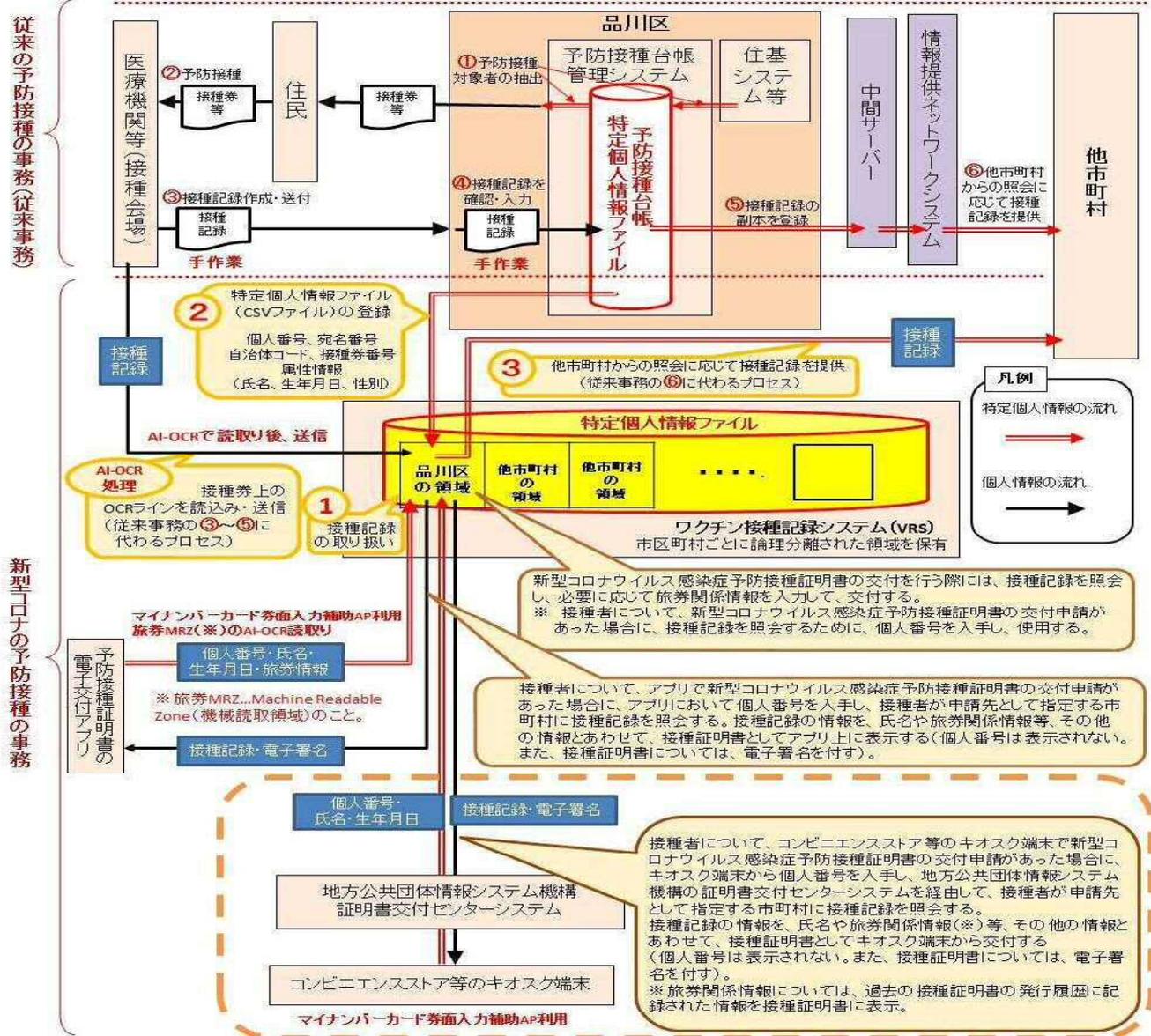


システム2～5	
システム2	
①システムの名称	番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<p>①宛名管理機能:住民記録システムから住登者データ、住登外データを受領し、番号連携サーバ内の統合宛名DBに反映を行う。</p> <p>②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。</p> <p>③符号要求機能:統合宛名番号を中間サーバに登録し、中間サーバに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバから返却された処理通番は住基GWへ送信する。</p> <p>④情報提供機能:各業務で管理している別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバへの情報提供を行う。</p> <p>⑤情報照会機能:中間サーバへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示または、各業務にファイル転送を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム              [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等                                      [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 中間サーバ )</p>
システム3	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	<p>①符号管理機能:情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とをひもづけ、その情報を保管・管理する機能。</p> <p>②情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会および情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</p> <p>③情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領および当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</p> <p>④既存システム接続機能:中間サーバと既存システム、団体内統合宛名システムおよび住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑤情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</p> <p>⑥情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</p> <p>⑦データ送受信機能:中間サーバと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</p> <p>⑧セキュリティ管理機能:セキュリティを管理するための機能。</p> <p>⑨職員認証・権限管理機能:中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</p> <p>⑩システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
システム4	
①システムの名称	ワクチン接種記録システム(VRS)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)への接種対象者・接種券発行登録</li> <li>・接種記録の管理</li> <li>・転出/死亡時等のフラグ設定</li> <li>・他市区町村への接種記録の照会・提供</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に係る接種記録の照会</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子申請受付・電子交付の実施</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ ] 情報提供ネットワークシステム                      [ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム                      [ ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ ] 宛名システム等    [ ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 予防接種システム )</p>



**(別添1) 事務の内容**

従来の予防接種事務では、①～④の流れで予防接種台帳に登録記録が登録され、⑤～⑥の流れで他市町村に接種記録が提供される。③～④は手作業の場合もあり、予防接種台帳に登録記録が反映されるまで2～3か月を要し、逐次把握が困難。そのため、新型コロナウイルスの予防接種事務では、② → AI-OCR処理 → ③ の作業を行うことで、接種記録の逐次把握を実現する。また、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う際には、接種記録を照会し、交付する。



(備考)

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

<予防接種システム>

1. 宛名番号
2. 漢字氏名
3. かな氏名
4. 生年月日
5. 年齢
6. 性別
7. 住登外者情報
8. 郵便番号
9. 住所
10. 電話番号
11. 接種名称
12. 接種数(期・回数)
13. 接種区分
14. 接種種別
15. Lot番号
16. 接種量
17. 登録日
18. 接種日
19. 接種医療機関
20. 予診票発行情報
21. 依頼書発行情報
22. 証明書発行情報
23. 自己負担区分
24. 生活保護等受給者情報
25. 公害被害対象者情報
26. 障害者情報

<番号連携サーバー>

27. 個人番号
28. 団体内統合宛名番号

<中間サーバー>

29. 情報提供用個人識別符号

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- 個人番号
- 宛名番号
- 自治体コード
- 接種券番号
- 属性情報(氏名、生年月日、性別)
- 接種状況(実施/未実施)
- 接種回(1回目/2回目/3回目)
- 接種日
- ワクチンメーカー
- ロット番号
- ワクチン種類(※)
- 製品名(※)
- 旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)
- 証明書ID(※)
- 証明書発行年月日(※)
- 接種名称
- 接種種別
- 接種量
- 登録日
- 接種医療機関
- 予診票発行情報

※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法その他関連法令で規定されている対象者のうち、個人番号を有する者
その必要性	各種予防接種の対象者を把握し、予防接種に関する事務を行う上での基礎として利用するため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ ] 個人番号 [ ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ ] 国税関係情報 [ ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ ] 医療保険関係情報 [ ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ ] 雇用・労働関係情報 [ ] 年金関係情報 [ ] 学校・教育関係情報 [ ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 予防接種履歴情報 )</li> </ul>
その妥当性	<p>【その他識別情報(内部番号)】 個人番号や住民基本情報との紐付けに使用するため。</p> <p>【4情報】 送付先等の把握、予防接種履歴の登録に使用するため。</p> <p>【連絡先(電話番号)】 届出内容に不明点があった際の問い合わせのため。</p> <p>【健康・医療関係情報】【障害者福祉関係情報】【生活保護・社会福祉関係情報】 定期予防接種の対象者の確認、自己負担額免除者の確認に使用するため。</p> <p>【その他(予防接種履歴情報)】 定期予防接種対象者の予防接種履歴を管理するため</p>
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	保健予防課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

<p>①入手元 ※</p>	<p>[ ] 本人又は本人の代理人</p> <p>[ ○ ] 評価実施機関内の他部署 ( 戸籍住民課、生活福祉課、障害者福祉課 )</p> <p>[ ] 行政機関・独立行政法人等 ( )</p> <p>[ ○ ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 都道府県知事又は市町村長 )</p> <p>[ ] 民間事業者 ( )</p> <p>[ ○ ] その他 ( ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム )</p>
<p>②入手方法</p>	<p>[ ] 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ</p> <p>[ ○ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ○ ] 庁内連携システム</p> <p>[ ○ ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ ○ ] その他 ( ワクチン接種記録システム(VRS) )</p>
<p>③入手の時期・頻度</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現住者の住民票関係情報は、住民基本台帳システムから日次連携により取得する。</li> <li>・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度取得する。</li> <li>・医療機関で実施した予防接種に関する記録を回収した医師会および医療機関より月1回取得する。</li> <li>・23区間の協定に基づき他区で接種した区民の予防接種に関する記録は、他区より年2回取得する。</li> <li>・品川区が発行した予防接種実施依頼書に基づき他自治体で実施した予防接種に関する記録は、他自治体および接種医療機関からの実施報告書により随時取得する。</li> <li>・生活保護、身体障害者手帳情報については、所管する部署から予防接種の予診票発行時に取得する。</li> <li>・予防接種健康被害による給付に関する申請情報は、障害年金は年1回、医療費・医療手当は年2回を基本として、本人または法定代理人等からの申請により取得する。</li> <li>・戸籍および住民票に記載のない児童の特定個人情報については、予診票発行の申請時に取得する。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・転入時に転出元市区町村への接種記録の照会が必要になる都度取得する。</li> <li>・他市区町村から接種記録の照会を受ける都度取得する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度取得する。</li> </ul>
<p>④入手に係る妥当性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種に関する記録については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7に示されるとおり記録・保管する目的で取得する。</li> <li>・住民票関係情報については、住民基本台帳法本人情報確認事務であるため、本人情報入力に係る事務処理負担軽減のため、住民記録台帳システムから随時取得する。</li> <li>・予防接種健康被害の給付に関する申請情報は、予防接種法施行規則第10条、第11条および第11条の4に基づき取得する。</li> <li>・戸籍及び住民票に記載のない児童の特定個人情報については、「平成19年6月20日厚生労働省健康局結核感染症課発事務連絡」の記載に基づき、定期予防接種を実施する目的で取得する。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品川区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号)</li> <li>・品川区からの転出者について、転出先市区町村へ品川区での接種記録を提供するために、市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。</li> </ul>

⑤本人への明示		<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種に関する記録については、予防接種法等関連法令(予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の7)に、区市町村が予防接種に関する記録の作成・保管する義務が明記されており、予防接種票においても、接種済の予防接種票が区に提出されることを明記し、本人(親権者)から署名を得た上で取得。</li> <li>・住民票関係情報、身体障害者手帳情報および生活保護情報については、品川区情報公開・個人情報保護条例第25条第2項第2号及び第3項の規定に基づき取得・利用している。</li> <li>・予防接種健康被害の給付に関する申請関係情報の取得については、予防接種法施行規則第10条、第11条および第11条の4に明記されている。</li> <li>・他自治体で予防接種を実施する際の予防接種に関する記録の入手については、区発行の依頼文に、実施した予防接種に関する記録について依頼先自治体より報告を受けることを明記している。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品川区への転入者について接種者からの同意を得て入手する。</li> <li>・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。</li> <li>・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。</li> </ul>
⑥使用目的 ※		各種予防接種対象者の管理、各種申請書への記載、予防接種に関する事務の基礎情報とするため
変更の妥当性		—
⑦使用の主体	使用部署 ※	保健予防課、品川保健センター、大井保健センター、荏原保健センター
	使用者数	[ 50人以上100人未満 ]
⑧使用方法 ※		<p>予防接種法に基づく、予防接種の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 定期予防接種対象者の接種履歴等の管理</li> <li>2. 定期予防接種対象者への通知</li> <li>3. 予診票の発行</li> <li>4. 定期予防接種依頼書の発行</li> <li>5. 予防接種証明書の発行</li> </ol> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・品川区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。</li> <li>・品川区からの転出者について、転出先市区町村へ当市区町村での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。</li> </ul>
情報の突合 ※		<p>予防接種システムに登録されている宛名番号、4情報を基に対象者を特定し、システム側で突合する。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務&gt;</p> <p>品川区からの転出者について、品川区での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、品川区の接種記録と突合する。</p>
情報の統計分析 ※		特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行わない。
権利利益に影響を与え得る決定 ※		予防接種健康被害は政治の給付の決定
⑨使用開始日		平成28年1月1日

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <span style="margin-left: 100px;">&lt;選択肢&gt;</span> <span style="margin-left: 30px;">( 4 ) 件</span> <span style="margin-left: 100px;">1) 委託する</span> <span style="margin-left: 20px;">2) 委託しない</span>
委託事項1	予防接種システムの保守
①委託内容	予防接種システムのパッケージアプリケーション保守作業、職員からの問い合わせに対する調査、システムの定期診断等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <span style="margin-left: 100px;">&lt;選択肢&gt;</span> <span style="margin-left: 100px;">1) 特定個人情報ファイルの全体</span> <span style="margin-left: 100px;">2) 特定個人情報ファイルの一部</span>
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <span style="margin-left: 100px;">&lt;選択肢&gt;</span> <span style="margin-left: 100px;">1) 1万人未満</span> <span style="margin-left: 100px;">2) 1万人以上10万人未満</span> <span style="margin-left: 100px;">3) 10万人以上100万人未満</span> <span style="margin-left: 100px;">4) 100万人以上1,000万人未満</span> <span style="margin-left: 100px;">5) 1,000万人以上</span>
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法その他関連法令で規定されている対象者のうち、個人番号を有する者
その妥当性	システムの運用保守全般を委託しており、システムにて管理する特定個人情報ファイルについても取扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <span style="margin-left: 100px;">&lt;選択肢&gt;</span> <span style="margin-left: 100px;">1) 10人未満</span> <span style="margin-left: 20px;">2) 10人以上50人未満</span> <span style="margin-left: 100px;">3) 50人以上100人未満</span> <span style="margin-left: 20px;">4) 100人以上500人未満</span> <span style="margin-left: 100px;">5) 500人以上1,000人未満</span> <span style="margin-left: 20px;">6) 1,000人以上</span>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <span style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 電子メール</span> <span style="margin-left: 20px;"><input checked="" type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</span> <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <span style="margin-left: 20px;"><input type="checkbox"/> 紙</span> <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑤委託先名の確認方法	下記、「⑥委託者名」の項の記載より確認できる。
⑥委託先名	日本コンピューター株式会社
再委託	<input type="checkbox"/> 再委託しない <span style="margin-left: 100px;">&lt;選択肢&gt;</span> <span style="margin-left: 100px;">1) 再委託する</span> <span style="margin-left: 20px;">2) 再委託しない</span>
⑦再委託の有無 ※	
⑧再委託の許諾方法	
⑨再委託事項	
委託事項2～5	
委託事項2	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)の保守
①委託内容	システムのアプリケーション開発・保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <span style="margin-left: 100px;">&lt;選択肢&gt;</span> <span style="margin-left: 100px;">1) 特定個人情報ファイルの全体</span> <span style="margin-left: 100px;">2) 特定個人情報ファイルの一部</span>
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <span style="margin-left: 100px;">&lt;選択肢&gt;</span> <span style="margin-left: 100px;">1) 1万人未満</span> <span style="margin-left: 100px;">2) 1万人以上10万人未満</span> <span style="margin-left: 100px;">3) 10万人以上100万人未満</span> <span style="margin-left: 100px;">4) 100万人以上1,000万人未満</span> <span style="margin-left: 100px;">5) 1,000万人以上</span>
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法及び新型インフルエンザ等対策特別措置法その他関連法令で規定されている対象者のうち、個人番号を有する者
その妥当性	団体内統合宛名システムの運用保守全般を委託しており、システムにて管理する特定個人情報ファイルについても取扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <span style="margin-left: 100px;">&lt;選択肢&gt;</span> <span style="margin-left: 100px;">1) 10人未満</span> <span style="margin-left: 20px;">2) 10人以上50人未満</span> <span style="margin-left: 100px;">3) 50人以上100人未満</span> <span style="margin-left: 20px;">4) 100人以上500人未満</span> <span style="margin-left: 100px;">5) 500人以上1,000人未満</span> <span style="margin-left: 20px;">6) 1,000人以上</span>









## 6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※	<p>入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスは個人ID/パスワードによる認証が必要となる。 申請書については、鍵付の倉庫に保管する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。</p>								
②保管期間	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">期間</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[ 5年 ]</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">&lt;選択肢&gt; 1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年 4) 3年                              5) 4年                      6) 5年 7) 6年以上10年未満          8) 10年以上20年未満    9) 20年以上 10) 定められていない</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">その妥当性</td> <td colspan="2" style="padding: 5px;">予防接種に関する記録は、予防接種法施行令第6条の2で5年間保存とされ、少なくとも5年間は適正に管理・保管することとされている。</td> </tr> </table>		期間	[ 5年 ]	<選択肢> 1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年 4) 3年                              5) 4年                      6) 5年 7) 6年以上10年未満          8) 10年以上20年未満    9) 20年以上 10) 定められていない		その妥当性	予防接種に関する記録は、予防接種法施行令第6条の2で5年間保存とされ、少なくとも5年間は適正に管理・保管することとされている。	
	期間	[ 5年 ]	<選択肢> 1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年 4) 3年                              5) 4年                      6) 5年 7) 6年以上10年未満          8) 10年以上20年未満    9) 20年以上 10) 定められていない						
	その妥当性	予防接種に関する記録は、予防接種法施行令第6条の2で5年間保存とされ、少なくとも5年間は適正に管理・保管することとされている。							
③消去方法	<p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。</li> <li>・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。</li> </ul> <p>※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。</p>								
7. 備考									



リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口において申請等があった場合、記載された申請書等は、窓口から離席する際は携行する等、職員の管理下に置くことを徹底する。</li> <li>・予防接種システムにアクセスした際には処理事由によってアクセスログに残された内容から処理目的を認識できる。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;            ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、市区町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。            (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)            当該機能では、専用アプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。            (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)            証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する市区町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書等と照合情報との相違がある場合は、申請者等に聞き取りを行い、申請書の内容を補正し、正確性を確保する。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;            (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)            個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。</p>
個人番号の真正性確認の措置の内容	①既存住民基本台帳システム及び団体内統合宛名システムから入手した住民票関係情報並びに他システムから入手した資格情報等(課税区分、生保区分等のフラグ情報)については、入手元において本人確認を行っている。 ②窓口において入手する場合には、対面で個人番号カード又は身分証明書等の提示を受け、本人確認及び個人番号の真正性の確認を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入手の段階において本人確認及び特定個人情報の正確性を確保している。</li> <li>・予診票送付により、万が一誤りを指摘された場合には、すぐに調査を行い修正を行っている。</li> </ul> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt;            (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)            ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。            ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	人事異動があった場合には、適宜、システムに反映させている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	
アクセス権限の管理	[ 行っている ]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	権限変更があった場合には、適宜、システムに反映させている。 <ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置> ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アクセスログを取得するとともに、不正に利用された場合にログを追跡できる仕組みを用意することで抑止を図る。</li> <li>・従業者に対するセキュリティ教育を年に1度行っている。</li> <li>・職員以外の従業者(委託先等)には、情報管理者の監督のもと、「情報セキュリティ基本方針」、「情報セキュリティ対策基準」を遵守するよう指導し、契約時にその内容を含める。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種システムの利用に際して、IDとパスワードが必要であり、外部の者に操作権限を与えていない。</li> <li>・スクリーンセ이버等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を画面に表示させない。</li> <li>・予診票を印刷する際に、データの抽出を行う際は、利用可能な操作者を限定している。</li> <li>・端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。</li> </ul> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために、許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。</li> <li>・作業に用いる電子記録媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。</li> <li>・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。</li> <li>・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。管理簿に消去の記録を記載する等、消去履歴を残す。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

- ①特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。
- ・品川区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。
  - ・品川区からの転出者について、品川区での接種記録を転出先市区町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。
  - ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。
- ②ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれない。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク  
 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク  
 委託契約終了後の不正な使用等のリスク  
 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	<p>①委託先の社会的信用と能力を確認する。</p> <p>②委託契約書及び「個人情報の保護に関する特記事項」により、個人情報の秘密保持、安全管理についての責任体制の整備等必要条件を付す。</p> <p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt;</p> <p>品川区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> <li>・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置</li> </ul>
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<p>[ 制限している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 制限している 2) 制限していない</p>
具体的な制限方法	<p>①委託先には作業責任者及び作業従事者の届出を義務付けている。</p> <p>②閲覧又は更新権限を持つ者は必要最小限とする。</p> <p>③閲覧又は更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。</p> <p>④閲覧又は更新の履歴を記録し、必要に応じて不正な使用の有無を確認できるようにする。</p>
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<p>[ 記録を残している ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している 2) 記録を残していない</p>
具体的な方法	<p>・作業端末へのログイン記録やシステム保守における作業記録を残している。</p>
特定個人情報の提供ルール	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・委託先から他者への特定個人情報の提供、ならびに当該情報の外部持ち出しを認めないことを契約書上明記する。</p>
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・委託先等への定期的な視察を行っている。</p> <p>・個人情報の管理状況について、日常運用においてチェックし、必要に応じて調査も行う。</p>
特定個人情報の消去ルール	<p>[ 定めている ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 定めている 2) 定めていない</p>
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<p>・委託業者は、この契約による事務を終了したとき、または委託元が請求したときは、この契約に係る個人情報を直ちに委託元に返還しなければならない。また、機器の廃棄時は、磁気記録等装置に記録されている個人情報等を削除し復元ソフト等による復元が不可能な状態にし、または磁気記録等装置を物理的に破壊した上で撤去し、データ消去証明書を提出することを契約に含めている。</p>

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<p>委託先に対して、品川区情報公開・個人情報保護条例に基づき、以下の規定を記載している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接または間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また契約期間満了後も同様とする。</li> <li>・個人情報を業務の目的以外に使用してはならない。また第三者に提供してはならない。</li> <li>・個人情報の全部または一部を許可なく複写し、または複製してはならない。許可を受けて複写または複製したときは、当該複写物または複製物を焼却裁断等により利用できないように処分しなければならない。</li> <li>・個人情報の授受、保管および管理について、善良な管理者の注意をもってあたり、個人情報の消滅、き損等の事故を防止しなければならない。</li> <li>・契約を終了したとき、または委託者が請求したときは、その保有する個人情報を直ちに返還しなければならない。</li> <li>・委託者は、個人情報の管理状況について随時に立入検査または調査をし、必要な報告を求め、または委託事務の処理に関して指示を与えることができる。</li> <li>・事故が生じたときには、直ちに委託者に対して通知するとともに、遅滞なくその状況を書面をもって報告し、委託者の指示に従わなければならない。</li> </ul>	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する	
その他の措置の内容	<p>&lt;新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置&gt; 当区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限</li> <li>・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録</li> <li>・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール</li> <li>・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</li> <li>・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [ ] 提供・移転しない		
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>・移転は、庁内ネットワーク内や庁内システム間連携のみであり、連携時のログにより確認できる。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置&gt; ワクチン接種記録システム(VRS)では、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・番号法で定められた事項及び『品川区情報公開・個人情報保護条例』の定めに従いルールを遵守する。	
その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ワクチン接種記録システムでは、他市区町村への提供の記録を取得しており、委託業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;  ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。  ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。  ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。  ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。  (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;  ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。  ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。  ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。</p> <p>②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。</p> <p>③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。</p> <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞

- ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞

- ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。
- ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 十分に遵守している ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない  ・記録媒体、紙媒体は鍵付の書庫に保管する。 ・データ消去処理は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。  ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視および施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。  ＜ワクチン接種記録システム(VRS)における措置＞ ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウド サービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。

具体的な対策の内容

⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容		<p>【技術的対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、定期チェックを行うとともに、ウイルスパターン更新も随時行っている。</li> <li>・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知および侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</p> <p>②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</p> <p>&lt;ワクチン接種記録システム(VRS)における措置&gt;</p> <p>ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。</p> <p>主に以下の技術的対策を講じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。</li> <li>・当該領域のデータは、暗号化処理をする。</li> <li>・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。</li> <li>・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。</li> <li>・当該システムへの不正アクセスの防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。</li> <li>・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。</li> <li>・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</li> </ul> <p>(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録していない。</li> <li>・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信はLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。</li> </ul> <p>また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。</p>
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・死者も現存者と同様の管理となっている	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定の保持年数を経過した場合に物理削除。</li> <li>磁気ディスクの廃棄時は、記録されている個人情報等を削除し復元ソフト等による復元が不可能な状態にし、または物理的に破壊する仕組みとしている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ]      <選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定の保持年数を経過した場合は、パッケージ機能にて対象者情報を物理削除する。</li> <li>磁気ディスクの廃棄時は、記録されている個人情報等を削除し復元ソフト等による復元が不可能な状態にし、または物理的に破壊する仕組みとしている。</li> <li>申請書類等については、『品川区文書取扱規程第21条』に基づき適切な処理を行う。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の保護を担保するために、毎年評価書の記載通りの運用がなされているか「特定個人情報保護評価書運用報告書」で見直しを行う。</li> </ul> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。
②監査	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	評価実施機関内の内部監査を「情報セキュリティ監査実施ガイドライン」に基づき、以下の観点により定期的を実施し、監査結果を踏まえて体制や規定を改善する。なお、情報セキュリティ監査統括責任者は、副統括情報セキュリティ責任者(システム所管課長)をもって充て、情報セキュリティ監査統括責任者が指名する監査人によって、当監査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書記載事項と運用実態について確認する。</li> <li>・特定個人情報を取扱うシステムについて、適切なセキュリティ対策が実施され、かつ有効に機能していることを確認する。</li> </ul> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。</li> <li>・委託業者に対しては、個人情報保護条例に基づき個人情報の保護を図るよう秘密保持契約を締結している。</li> <li>・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。</li> <li>・セキュリティ事故の情報を課内で共有するため、全員に回覧している。</li> <li>・全庁的な研修として、eラーニングによる情報セキュリティおよび個人情報保護研修を行っている。</li> </ul> <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。

### 3. その他のリスク対策

#### <中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高いレベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、および技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

#### <新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>

デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。

#### <事務運営に関する責任者の関与の仕組み>

・副区長を議長とし、業務責任者をメンバーとする情報管理安全対策会議を設置し、特定個人情報をはじめとする個人情報保護や情報セキュリティ等に係るリスク管理を行う。

・情報管理安全対策会議では、リスク管理に係る監査・自己点検、教育・研修をはじめ、情報漏えい等のセキュリティ事案が発生した場合の対応訓練等の諸活動について、計画策定、実施状況のモニタリングを行い、各種の課題・問題を把握し、継続的な運用改善を行う。

#### <特定個人情報の漏えい事案が発生した場合の対応>

以下①～⑦について「マイナンバー事務に係る緊急事案等の報告手順」に則り対応する。

- ①組織内における報告、被害の拡大防止
- ②事実関係の調査、原因の究明
- ③影響範囲の特定
- ④再発防止策の検討・実施
- ⑤影響を受ける可能性のある本人の連絡等
- ⑥事実関係、再発防止策の公表
- ⑦個人情報保護委員会への報告

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒140-8715 東京都品川区広町2丁目1番36号 品川区保健所 保健予防課 保健予防係
②請求方法	本人が窓口または郵送で所定の様式により開示請求を申請する。
特記事項	
③手数料等	[ 有料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 手数料額: 1件につき300円、写しの交付1枚につき10円 (手数料額、納付方法: 納付方法: 窓口の場合は現金、郵送の場合は納付書により金融機関にて納付)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種台帳ファイル
公表場所	第三庁舎3階 区政資料コーナー
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1. ①請求先」と同じ
②対応方法	問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年6月1日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	「品川区区民意見公募手続の実施に関する要綱」に基づき、区民意見聴取を行う。区民意見聴取の実施に際しては、「広報しながわ」に、番号制度の概要と合わせ意見募集を行うことの記事を掲載し、品川区役所HP、区の広報紙への掲載(7月11日号)、保健予防課窓口、各地域センター、区政資料コーナーにおいて全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和4年7月11日～令和4年7月31日
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし
3. 第三者点検	
①実施日	令和4年8月31日
②方法	品川区情報公開等審議会による第三者点検等を実施
③結果	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1、2 ・「③他のシステムとの接続」に連携システムを追記すること。(「その他」の欄)
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

